

ひとり親家庭等の支援について

こども家庭庁支援局家庭福祉課
令和6年4月

(目 次)

ひとり親家庭の主要統計データ等	3	II 就業支援	33
ひとり親家庭等の自立支援策の体系	11	ひとり親家庭の就業支援関係の主な事業	34
母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する 基本的な方針の全体像	12	マザーズハローワーク事業の拡充	38
ひとり親家庭等への支援施策の動き	13	母子家庭等就業・自立支援事業	39
こども未来戦略	15	母子・父子自立支援プログラム策定事業	40
ひとり親支援にかかる事業の対象者要件の見直し	18	自立支援教育訓練給付金	42
高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金の拡充	17	高等職業訓練促進給付金	43
I 子育て・生活支援	19	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	50
ひとり親家庭の子育て・生活支援関係の主な事業	20	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	51
母子・父子自立支援員による相談・支援	21	ひとり親家庭に対する就業支援プラットフォーム構築事業	52
ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	23	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰	53
ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業	24	III 養育費の確保	55
ひとり親家庭に対する相談支援体制強化事業	25	ひとり親家庭の養育費確保に関する取り組み	56
ひとり親家庭等日常生活支援事業	26	離婚前後支援事業	59
ひとり親家庭等生活向上事業	27	養育費等支援事業	60
母子生活支援施設の概要	29	親子交流支援事業	61
ひとり親家庭住宅支援資金貸付	30	養育費等相談支援センター事業	62
地域こどもの生活支援強化事業	31	民法における親子交流、養育費等の取り決めの明確化	65
ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業	32	戸籍部門とひとり親支援部門の連携など自治体における支援の強化	69
		養育費受領率の達成目標について	70
		IV 経済的支援	72
		児童扶養手当制度	73
		母子父子寡婦福祉資金貸付金制度	88
		【参考資料】	99

母子家庭・父子家庭の現状

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数	119.5万世帯 (123.2万世帯)	14.9万世帯 (18.7万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 79.5% (79.5%) [79.6%] 死別 5.3% (8.0%) [5.3%]	離婚 69.7% (75.6%) [70.3%] 死別 21.3% (19.0%) [21.1%]
3 就業状況	86.3% (81.8%) [86.3%]	88.1% (85.4%) [88.2%]
就業者のうち 正規の職員・従業員	48.8% (44.2%) [49.0%]	69.9% (68.2%) [70.5%]
うち 自営業	5.0% (3.4%) [4.8%]	14.8% (18.2%) [14.5%]
うち パート・アルバイト等	38.8% (43.8%) [38.7%]	4.9% (6.4%) [4.6%]
4 平均年間収入 [母又は父自身の収]	272万円 (243万円) [273万円]	518万円 (420万円) [514万円]
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	236万円 (200万円) [236万円]	496万円 (398万円) [492万円]
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	373万円 (348万円) [375万円]	606万円 (573万円) [605万円]

※令和3年度 全国ひとり親世帯等調査より

※令和3年度の調査結果は推計値であり、前回（平成28年度）の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。

※（ ）内の値は、前回（平成28年度）調査結果を表している。（平成28年度調査は熊本県を除いたものである）

※[]内の値は、令和3年度の調査結果の実数値を表している。

※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、令和2年の1年間の収入。

※集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答（無記入や誤記入等）がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値（比率）を表している。

養育費と親子交流の状況

(令和3年度全国ひとり親世帯等調査)

養育費	母子世帯	父子世帯
取り決めをしている	46.7% (42.9%)	28.3% (20.8%)
現在も受給している (※3)	28.1% (24.3%)	8.7% (3.2%)

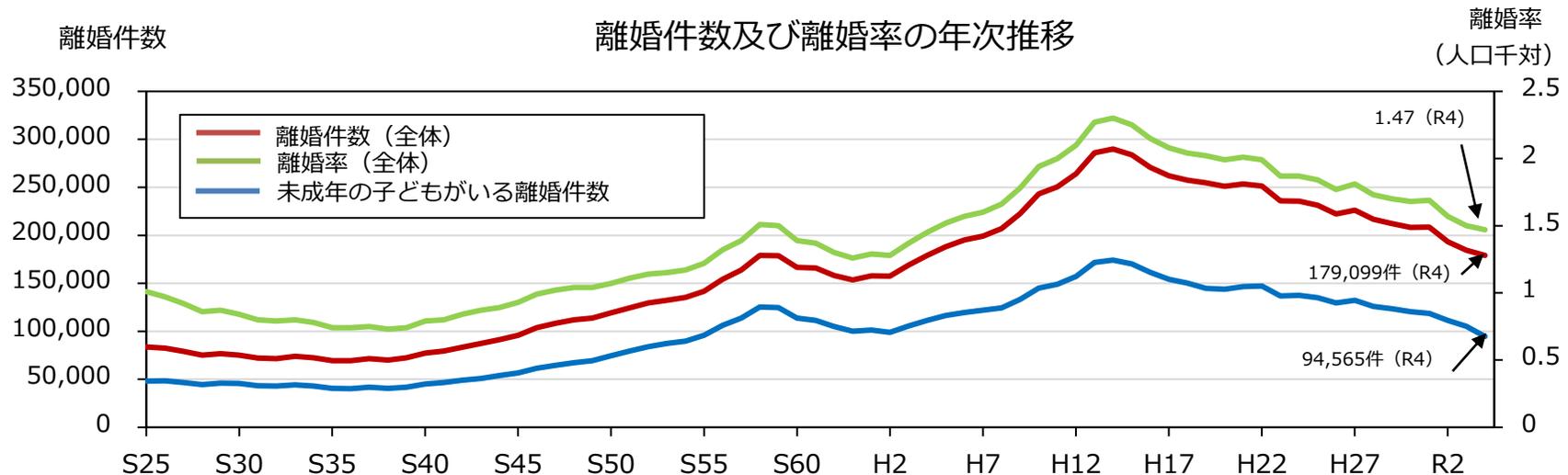
養育費の取り決めをしている世帯でみると、「現在も受給している」は、母子世帯で57.7% (53.3%)、父子世帯で25.9% (15.6%)である。

親子交流	母子世帯	父子世帯
取り決めをしている	30.3% (24.1%)	31.4% (27.3%)
現在も行っている (※3)	30.2% (29.8%)	48.0% (45.5%)

※1 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。
 ※2 ()内の値は、前回(平成28年度)調査結果を表している。(平成28年度調査は熊本県を除いたものである)
 ※3 取り決めの有無にかかわらない。

母子家庭と父子家庭の現状

- 母子のみにより構成される母子世帯数は約77万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約8万世帯
(令和3年度全国ひとり親世帯等調査)
- 母子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯数は約120万世帯、父子世帯数は約15万世帯
(令和3年度全国ひとり親世帯等調査)
- 児童扶養手当受給者数は約81.8(確定値)万人(令和4年度末時点、福祉行政報告例)
- 母子世帯になった理由は、離婚が79.5%と最も多く、次いで未婚の母10.8%、死別5.3%となっている。
父子世帯になった理由は、離婚が69.7%と最も多く、次いで死別が21.3%となっている。
※昭和58年では母子世帯、父子世帯ともに離婚約5割、死別約4割
- 離婚件数は約17.9万件(令和4年人口動態統計(確定数))
従来、増加傾向にあったが、平成15年から概ね減少傾向。
うち、未成年の子どもがいる離婚件数は約9.5万件で、全体の52.8%となっている。
- 離婚率(人口千対)は1.47(令和4年人口動態統計(確定数))。韓国2.1(2020年)、アメリカ2.3(2020年)、フランス1.9(2016年)、ドイツ1.7(2020年)、スウェーデン2.5(2020年)、イギリス1.7(2020年)より低く、イタリア1.1(2020年)よりは高い水準(OECD Family database "Material and partnership status")。



※未成年の子どもがいる離婚件数は、R4年3月までは、20歳未満の未婚の子、R4年4月以降は18歳未満の子をいう。

【就労の状況】（令和3年度全国ひとり親世帯等調査）

- 母子家庭の86.3%、父子家庭の88.1%が就労
（海外のひとり親家庭の就業率）※0～14歳のこどもがいるひとり親の就業率
アメリカ（70.5%）、イギリス（68.1%）、フランス（68.5%）、イタリア（64.7%）、オランダ（73.0%）、ドイツ（72.7%）、OECD平均（72.0%）（各国の最新の数値平均）
（出典）OECD Family database “Patterns of employment and the distribution of working hours for single parents”より（イギリスは2019年、その他は2021年の数値）
- 就労母子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は48.8%、「パート・アルバイト等」は38.8%
就労父子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は69.9%、「パート・アルバイト等」は4.9%

【収入の状況】（令和3年度全国ひとり親世帯等調査）

- 母子家庭の母自身の平均年収は272万円（うち就労収入は236万円）
父子家庭の父自身の平均年収は518万円（うち就労収入は496万円）
- 生活保護を受給している母子世帯は9.3%、父子世帯は5.1%

【ひとり親世帯（※）の貧困率】※大人が一人で子どもがいる現役世帯（2022年国民生活基礎調査）

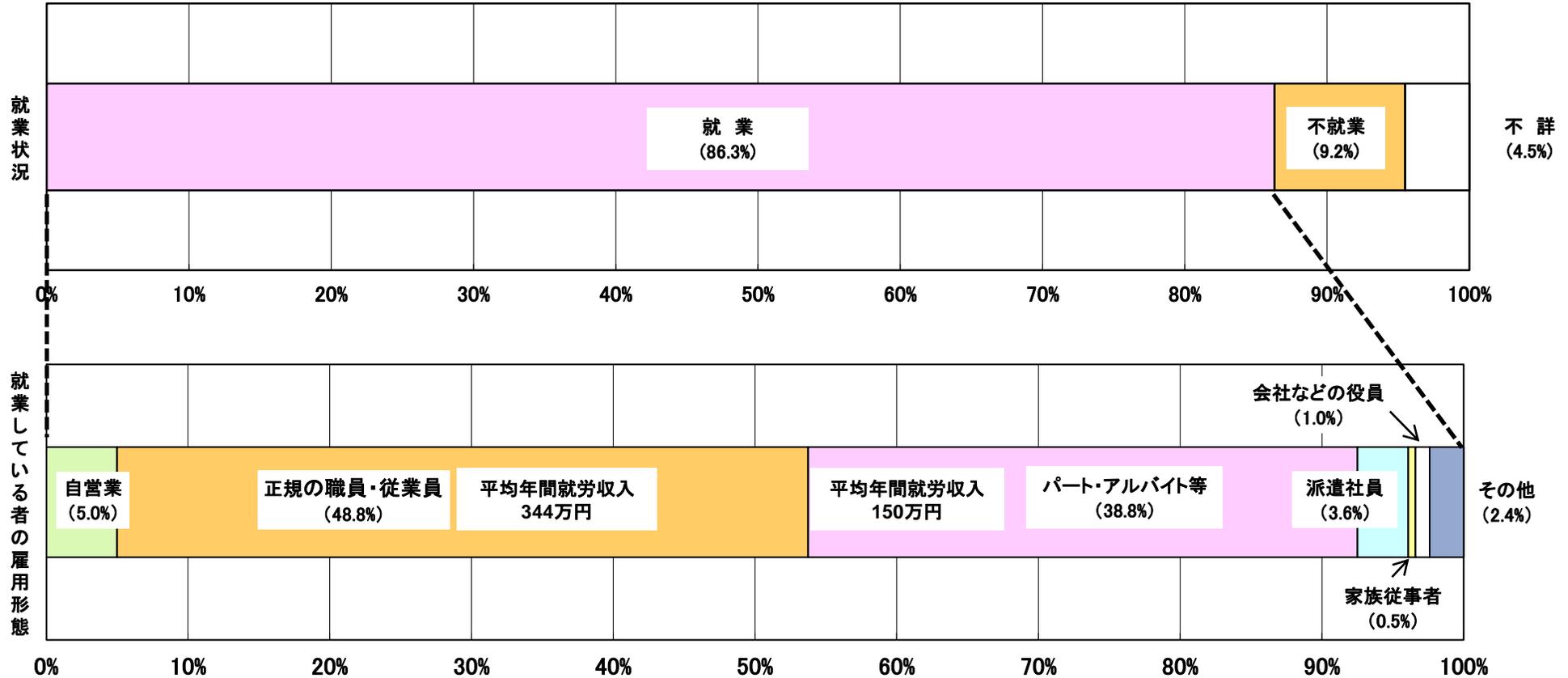
- こどもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の世帯員の相対的貧困率は44.5%（※新基準）
（海外のひとり親世帯（※）の相対的貧困率）
アメリカ（45.7%）（2017）、イギリス（28.1%）（2019）、フランス（24.1%）（2018）、イタリア（33.4%）（2018）、オランダ（29.5%）（2016）、ドイツ（27.2%）（2018）、OECD平均（31.9%）（各国の最新の数値平均）
（出典）OECD Family database “Child poverty”より
- ※ 貧困率は、算定の基礎となる所得に、保育の拡充など現物で支給される支援策が反映されない点や、統計の取り方の違いによりその水準が大きく変わる点に留意が必要

【養育費と親子交流の状況】（令和3年度全国ひとり親世帯等調査）

	（離婚母子家庭）	（離婚父子家庭）
・養育費の取り決めをしている	46.7%	28.3%
・養育費を現在も受給している	28.1%	8.7%
・親子交流の取り決めをしている	30.3%	31.4%
・親子交流を現在も行っている	30.2%	48.0%

母子家庭の就業状況

- 母子家庭の86.3%が就業。「正規の職員・従業員」が48.8%、「パート・アルバイト等」が38.8%（「派遣社員」を含むと42.4%）と、一般の女性労働者と同様に非正規の割合が高い。
- より収入の高い就業を可能にするための支援が必要。



(出典) 令和3年度全国ひとり親世帯等調査

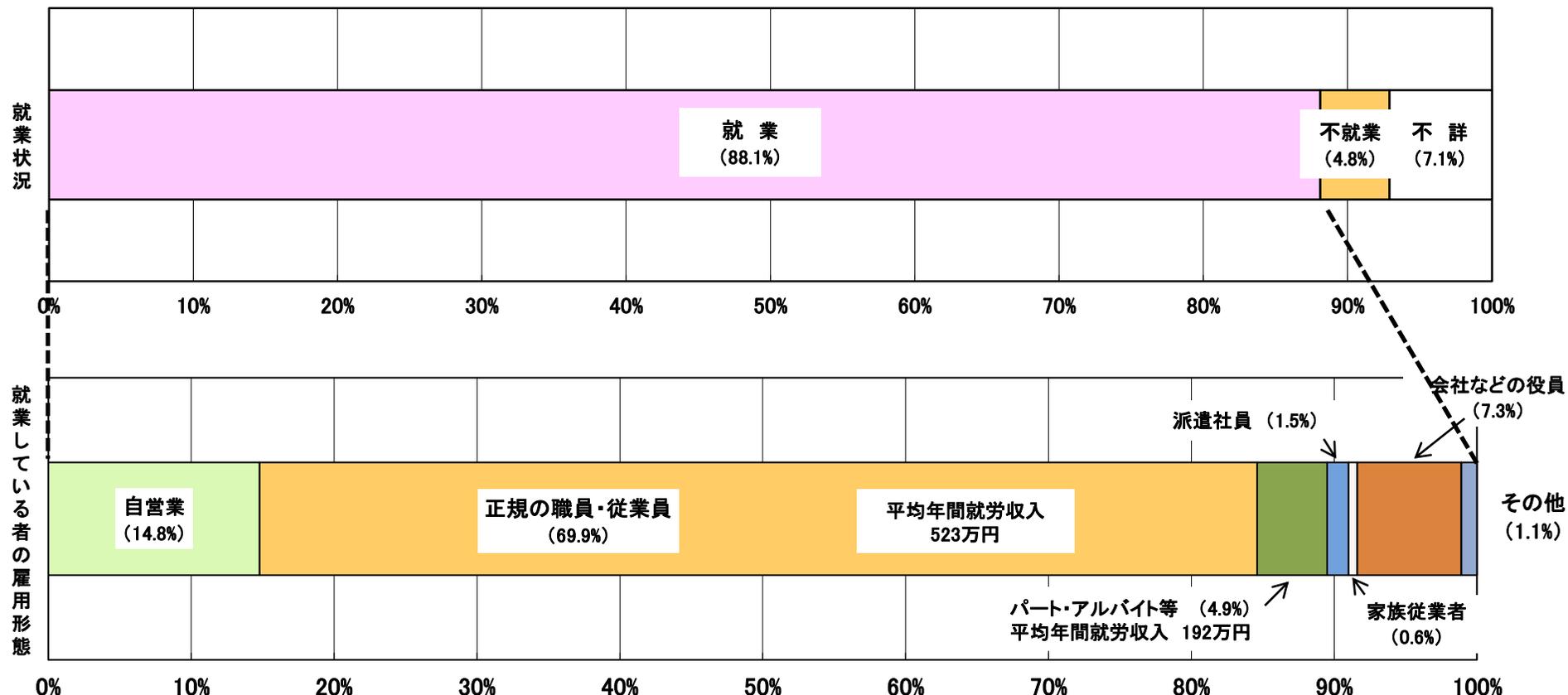
(参考) 非正規の職員・従業員(15歳~64歳)の割合

男女計 32.7%
 男 16.7%
 女 50.8%

※ 非正規は、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員・嘱託など
 (出典) 労働力調査(基本集計) 2021年(令和3年)平均結果

父子家庭の就業状況

- 父子家庭の88.1%が就業。「正規の職員・従業員」が69.9%、「自営業」が14.8%、「パート・アルバイト等」が4.9%。
- 父子家庭の父の中にも就業が不安定な者がおり、そのような者への就業の支援が必要。



(出典) 令和3年度全国ひとり親世帯等調査

(参考) 非正規の職員・従業員(15歳~64歳)の割合

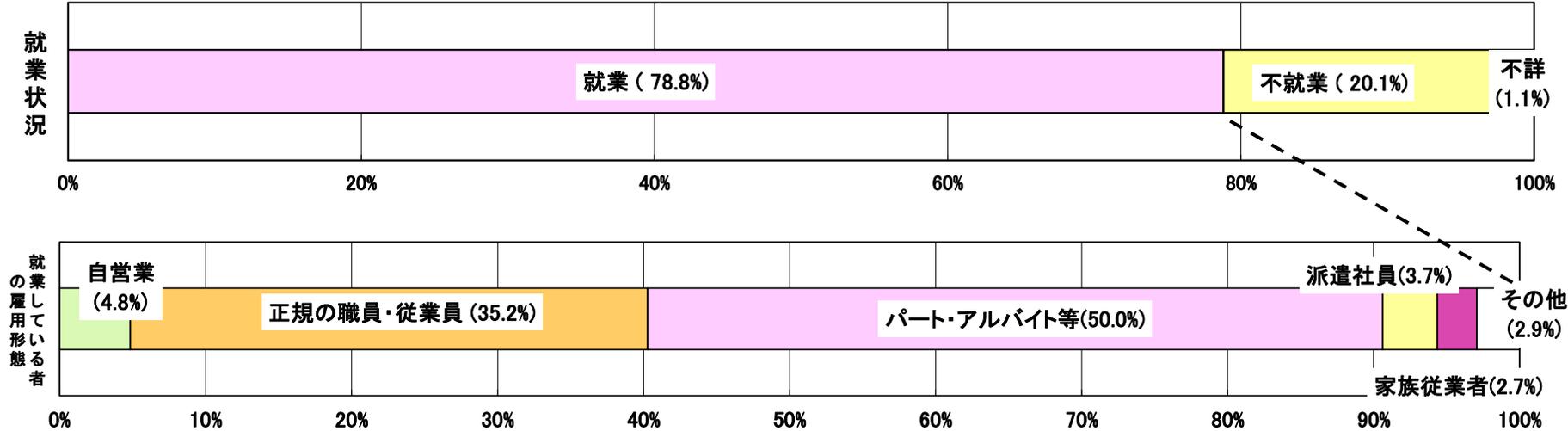
男女計 32.7%
 男 16.7%
 女 50.8%

※ 非正規は、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員・嘱託など
 (出典) 労働力調査(基本集計) 2021年(令和3年)平均結果

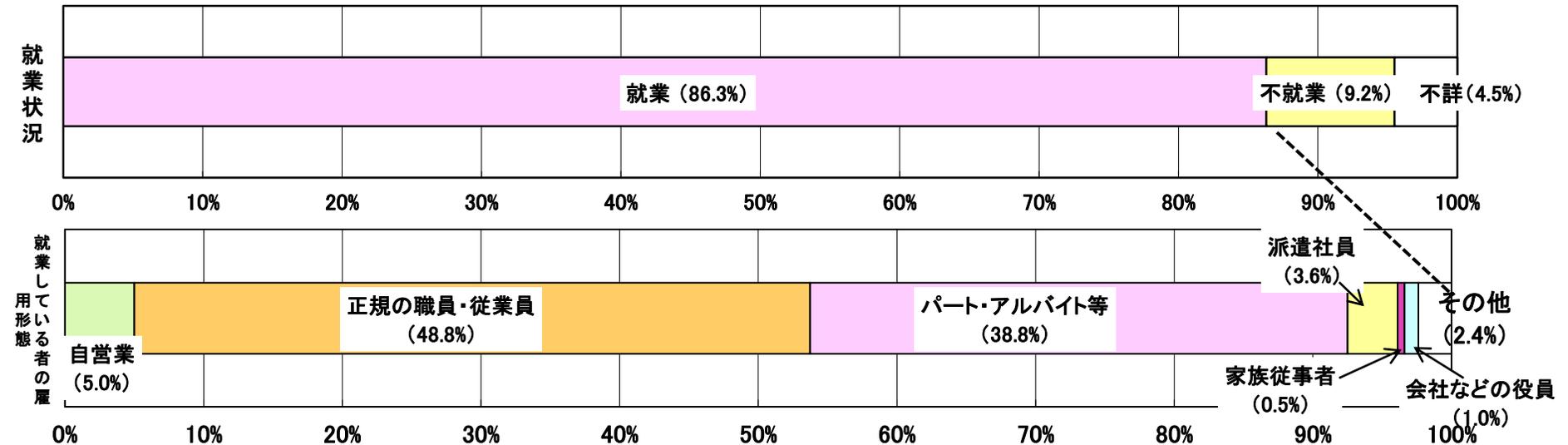
母子家庭になる前後の就業状況・雇用形態

- 母子家庭になる前の不就業は20.1%、調査時点では9.2%であり、10.9ポイント減。
- 母子家庭になる前の正規は35.2%、調査時点では48.8%であり、13.6ポイント増。
- 母子家庭になる前の非正規は53.7%、調査時点では42.4%であり、11.3ポイント減。

母子家庭になる前



調査時点



(出典) 令和3年度全国ひとり親世帯等調査

母子家庭の現状（所得状況）

- 母子世帯の総所得は年間328.2万円。「児童のいる世帯」の42%に留まる。（2022年国民生活基礎調査）
 - その大きな要因は「稼働所得」が少ないこと。稼働所得は「児童のいる世帯」の37%に留まる。
- （参考）「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）のうち、「大人が一人」の世帯員の貧困率は44.5%と、依然として高い水準となっている。

所得の種類別 1世帯当たり平均所得金額及び構成割合

	総所得	稼働所得	公的年金・ 恩給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	仕送り・ 企業年金・ 個人年金・ その他の所得
	1世帯当たり平均所得金額（単位：万円）					
全世帯	545.7	399.6	109.7	15.3	6.0	15.1
児童のいる世帯	785.0	721.7	24.5	11.6	19.1	8.1
母子世帯	328.2	270.6	10.2	0.1	40.9	6.3
	1世帯当たり平均所得金額の構成割合（単位：%）					
全世帯	100.0	73.2	20.1	2.8	1.1	2.8
児童のいる世帯	100.0	91.9	3.1	1.5	2.4	1.0
母子世帯	100.0	82.5	3.1	0.0	12.5	1.9

（出典）2022年国民生活基礎調査（2021年の所得状況）

※上記の表における母子世帯は、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- ひとり親家庭等に対する支援として、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進。

子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- こどもの生活・学習支援事業等によるこどもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充 など

就業支援

- 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 能力開発等のための給付金の支給 など

養育費確保支援

- 養育費等相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付 など

- 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、

- ① 国が基本方針を定め、
- ② 都道府県等は、基本方針に即し、区域におけるひとり親家庭等の動向、基本的な施策の方針、具体的な措置に関する事項を定める自立促進計画を策定。

【ひとり親支援施策の変遷】

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)
- 平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大増を実施。
- 平成30年の児童扶養手当法の改正により、支払回数を年3回から年6回への見直しを実施。
- 令和2年の児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しを実施。

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の全体像

1. 方針のねらい

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、特別措置法等の趣旨、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実態等を踏まえつつ、母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

2. 方針の対象期間 令和2年度から令和6年度までの5年間

第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

- 離婚件数の推移等
- 世帯数の推移等
 - 世帯数
 - 生別、死別の割合
 - 寡婦の数等
 - 児童扶養手当受給者数
- 年齢階級別状況
- 住居の状況
 - 持ち家率、借家、公営住宅等の割合
- 就業状況
 - 正規の職員・従業員、パート・アルバイト等の割合
- 収入状況
 - 平均年間収入、平均年間就労収入
- 学歴の状況
- 相対的貧困率
- 養育費の取得状況
- 面会交流の実施状況
- 子どもの状況等
 - 子どもの数、就学状況別
- その他
 - 公的制度等の利用状況
 - 子どもについての悩み
 - 困っていること
 - 相談相手について
- まとめ

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

- 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性
 - 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携
 - 関係機関相互の協力
 - 相談機能の強化
 - 子育て・生活支援の強化
 - 就業支援の強化
 - 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進
 - 福祉と雇用の連携
 - 子どもの貧困対策
- 実施する各施策の基本目標
 - 子育てや生活の支援策
 - 就業支援策
 - 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進
 - 経済的支援策
 - その他(職員の人材確保・専門性向上等)
- 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - 国等が講ずべき措置
 - 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援
 - 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表
 - 基本方針の評価と見直し
 - 関係者等からの意見聴取
 - その他(関係団体との連携等)

第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

- 手続きについての指針
 - 自立促進計画の期間
 - 他の計画との関係
 - 自立促進計画策定前の手続
 - 調査・問題点の把握
 - 基本目標
 - 合議制機関からの意見聴取
 - 関係者等からの意見聴取
 - 自立促進計画の評価と次期自立促進計画の策定
 - 評価
 - 施策評価結果の公表
 - 次の自立促進計画の策定
- 自立促進計画に盛り込むべき施策についての指針
 - 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
 - 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
 - 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - 内閣総理大臣が提示した施策メニュー
 - 都道府県等及び市等独自の施策メニュー

ひとり親家庭等への支援施策の動き

平成27年12月 すくすくサポート・プロジェクト（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト） 子どもの貧困対策会議決定

【支援施策の拡充等】平成28年度

- ・ワンストップ化の推進（現況届時の集中相談体制の整備等）
- ・自立支援教育訓練給付金の充実（訓練費用の2割→6割）
- ・高等職業訓練促進給付金の充実（支給期間の延長（2年→3年）等）
- ・子どもの生活・学習支援事業の創設
- ・養育費等支援事業の充実（弁護士による相談事業の実施）
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付利率の見直し

平成28年8月 改正児童扶養手当法施行（第2子以降の加算額の増倍）

平成28年11月 全国ひとり親世帯等調査（平成29年12月公表）

【支援施策の拡充等】平成29年度

- ・自立支援教育訓練給付金の充実

【支援施策の拡充等】平成30年度

- ・高等職業訓練促進給付金の拡充
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金の拡充
- ・未婚のひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除のみなし適用の実施
- ・児童扶養手当の全部支給所得制限限度額の引き上げ

平成30年9月 改正児童扶養手当法施行（令和元年11月から支払回数を年3回から年6回に拡大）

【支援施策の拡充等】令和元年度

- ・自立支援教育訓練給付金の拡充（専門資格の取得を目的とする講座を追加）
- ・高等職業訓練促進給付金の拡充（支給期間の延長（3年→4年）、最終年における給付金の増額）
- ・離婚前後親支援モデル事業の創設
- ・未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給（令和2年1月支給） 等

令和元年11月 子供の貧困対策に関する大綱の改正

令和2年3月 基本方針の見直し

【支援施策の拡充等】令和2年度

- ・母子・父子自立支援員等の専門性の向上を図るための研修受講の促進等（研修受講費や受講中の代替職員の経費等を補助を実施）
- ・ひとり親家庭日常生活支援事業の拡充（補助単価の引き上げ、定期利用の対象を小学生まで拡大）
- ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の拡充（受講終了時の支給割合の見直し）
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金の拡充（就学支度資金や修学資金に受験料や修学期間中の生活費等を加える。）
- ・未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し
- ・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給 等

令和3年3月 改正児童扶養手当法施行（児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し）

令和3年3月非正規雇用労働者等に対する緊急支援策（新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議決定）

ひとり親家庭等への支援施策の動き

【支援施策の拡充等】 令和3年度

- ・母子・父子自立支援員等の専門性の向上を図るため、ひとり親家庭に対する相談支援体制強化等事業の創設
- ・就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいる低所得のひとり親家庭を対象とした、ひとり親家庭住宅支援資金貸付を創設
- ・母子家庭等自立支援給付金事業の拡充（4年以上の課程の履修が必要な養成機関等で修業する場合等、給付金を4年間の支給）
- ・母子家庭等就業・自立支援事業の拡充（母子家庭等就業・自立支援センターへの心理カウンセラーの配置）
- ・養育費等相談支援事業、養育費等相談支援センター事業、離婚前後親支援モデル事業の拡充（補助単価引き上げ等）
- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給 等

令和3年11月 全国ひとり親世帯等調査（令和4年12月公表）

【支援施策の拡充等】 令和4年度

- ・ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業（夜間・休日対応支援、弁護士・臨床心理士等による相談対応支援等の補助を実施）
- ・自立支援教育訓練給付金の拡充（専門実践教育訓練給付の上限額を引き上げ）
- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給 等

【支援施策の拡充等】 令和5年度

- ・ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業（同行型支援の補助を実施）
- ・こどもの生活・学習支援事業の拡充（食事の提供、連携体制整備の補助を実施、補正予算にて受験料等の補助を実施）
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金の拡充（生活支援に家計急変者に対する貸付を追加）
- ・ひとり親家庭に対する就業支援プラットフォーム構築事業の創設
- ・地域こどもの生活支援強化事業の創設（補正予算）
- ・こどもの生活・学習支援事業の拡充（大学等受験料補助、模擬試験受験料補助（補正予算）） 等

令和5年12月 こども未来戦略（閣議決定）

【支援施策の拡充等】 令和6年度

- ・児童扶養手当の所得制限限度額の引き上げ（全部支給及び一部支給）
- ・ひとり親に対する就労支援事業等について、対象者要件を拡大
- ・自立支援教育訓練給付金の拡充（専門実践教育訓練給付の助成割合の引き上げ等）
- ・高等職業訓練促進給付金の拡充（短期間で取得可能な民間資格を含む対象資格に拡大する措置の恒久化）
- ・離婚前後親支援事業の拡充（モデル事業の本格実施、弁護士依頼支援の追加等） 等

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）（抜粋①）

Ⅲ－1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

（5）多様な支援ニーズへの対応

～社会的養護、障害児、医療的ケア児等の支援基盤の充実とひとり親家庭の自立支援～

- また、こどもの貧困対策は、我が国に生まれた全てのこどもの可能性が十全に発揮される環境を整備し、全てのこどもの健やかな育ちを保障するという視点のみならず、公平・公正な社会経済を実現する観点からも極めて重要である。こどものいる世帯の約1割はひとり親世帯であり、その約45%が相対的貧困の状況にあることを踏まえれば、特にひとり親家庭の自立と子育て支援は、こどもの貧困対策としても喫緊の課題であると認識する必要がある。

（こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進）

- こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの生活支援、学習支援を更に強化するとともに、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。

（貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るためのこどもへの支援）

- ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもに対する伴走的な学習支援を拡充し、新たに受験料等を支援することで進学に向けたチャレンジを後押しする。
- また、こどもたちが、貧困によって食事が十分にとれなかったり、様々な体験に制約を受けることがなくなるよう、貧困家庭への宅食を行うとともに、地域にある様々な場所を活用して、安全・安心で気軽に立ち寄ることができる食事や体験・遊びの機会の提供場所を設ける。こうした取組を通じて、支援が必要なこどもを早期に発見し、適切な支援につなげる仕組みをつくることにより、こどもに対する地域の支援体制強化する。

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）（抜粋②）

（ひとり親の就労支援等を通じた自立促進や経済的支援等）

- 看護師・介護福祉士等の資格取得を目指すひとり親家庭の父母に対する給付金制度（高等職業訓練促進給付金制度）について、短期間で取得可能な民間資格を含む対象資格に拡大し、より幅広いニーズに対応できる制度とする。また、幅広い教育訓練講座の受講費用の助成を行う給付金（自立支援教育訓練給付金）について、助成割合の引上げ等を行うとともに、ひとり親に対する就労支援事業等について、所得等が増加しても自立のタイミングまで支援を継続できるよう、対象者要件を拡大する。
- ひとり親家庭の自立を促進する環境整備を進めるため、ひとり親を雇い入れ、人材育成・賃上げに向けた取組を行う企業に対する支援を強化する。
- 養育費の履行確保のため、養育費の取決め等に関する相談支援や養育費の受取に係る弁護士報酬の支援を行い、ひとり親家庭の生活の安定を図る。
- 児童扶養手当の所得限度額について、ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、自立の促進を図る観点から見直すとともに、3人以上の多子世帯についての加算額を拡充することとし、このための所要の法案を次期通常国会に提出する。

Ⅲ－3. こども・子育て予算倍増に向けた大枠

- こども・子育て政策の充実は、決して、「加速化プラン」で終わるものではない。こども・子育て予算倍増に向けては、「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算を更に検討し、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども一人当たりで見た国の予算の倍増を目指す。今後更に政策の内容の充実を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかあらゆる選択肢を視野に入れて更に検討する。

「加速化プラン」による施策の充実 【貧困】

こどもの貧困（食事、学び等）を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの学習支援、生活支援を強化。子育てと仕事を1人で担わざるを得ない、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。

課題

- ◆ ひとり親家庭等のこどもの大学等進学率が低い

ひとり親世帯65.3%（子育て世帯83.8%）

- ◆ 食料が買えなかったことがある、頼れる人がいないという子育て家庭がある

食料が買えない経験 ひとり親世帯34.9%
子育て世帯16.9%

- ◆ ひとり親の就業率は9割近く、母子世帯の母の正規雇用割合も上昇しているが、所得が低い。

- ◆ ひとり親の就労収入は上昇しているが、手当が減ったり止まったりすることが心配で、働き控えを考える人がある

母子世帯の母の年収中央値
208万円（平成28年）→ 240万円（令和3年）

- ◆ 多子ひとり親世帯は、特に生活に困窮

- ◆ 手当が止まると、手当と連動した支援策からも外れてしまう

- ◆ 養育費の受領率は、母子世帯の3割弱で非常に低い

加速化プランでの対応

こどもの貧困対策

●こどもの学習支援・生活支援の強化

- ▶ 地域で**学習をサポートする場**を増やし、新たに、こどもの**大学受験料等の補助**を開始



●こどもの生活支援の強化

- ▶ **こども食堂や学び体験**などの場を増やす
- ▶ アウトリーチ型の**訪問支援**の展開（宅食・おむつ）



ひとり親家庭への支援

●ひとり親の就業支援・自立支援の強化

- ▶ **資格取得**を目指すひとり親家庭に対する**給付金の対象資格の拡大・給付割合の拡充**



●児童扶養手当の拡充

- ▶ **所得制限の見直し**
 - ✓ 満額を受給できる所得 年収160万円 → 190万円
 - ✓ 所得に応じた一部額を受給できる所得 年収365万円 → 385万円
 - ▶ **多子加算の増額**
 - ✓ **第3子以降の額**（6,250円）を第2子と同額（10,420円）に増額
- * R5年度の額。額は物価スライドによって変化。

●児童扶養手当の受給に連動した支援策の要件緩和

- ▶ 所得が上がって手当の受給対象から外れた場合は、給付金や貸付が利用できなかったが、**1年間をめぐりに利用可能**に

●養育費確保支援の強化

- ▶ 養育費の取り決め等の相談にのる **弁護士報酬への補助**



目指す姿

経済的な状況にかかわらず、大学等への進学に向けてチャレンジ出来る

食事や生活に困ったときに頼れる場所が身近にあり、必要な支援が受けられる

手に職をつけて、**安定的な収入**を得られる

働き控えに対応し、児童扶養手当が自立を下支えする

多子のひとり親家庭の生活が**安定**する

養育費をしっかりと受け取れるひとり親家庭を増やす

ひとり親支援にかかる事業の対象者要件の見直し

- ひとり親支援にかかる事業の対象者要件(児童扶養手当受給相当の所得要件)を見直し、収入増加により児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、自立のタイミングまで支援を継続することで、より一層ひとり親の自立促進を図る。
(対象者要件見直し事業の令和6年度予算は、いずれも「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」(163億円の内数)に計上)

対象者要件見直し事業	支援内容	見直し内容
母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の母又は父に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。	児童扶養手当受給相当の所得要件を 撤廃
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母又は父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図る。	児童扶養手当受給相当の所得要件を 撤廃(※)
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合、その費用の一部を支給し、ひとり親家庭の母又は父の学び直しを支援する。	(※) 自立を図るための活動を行うこと(自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等)を要件として追加
高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の母又は父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図る。	児童扶養手当受給相当の所得要件を 緩和(※)
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の母又は父に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。	(※) 児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。
ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業	母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借りに必要となる資金の貸付を行う。	